R2. 1. 14 時点

R2新規事業「都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)」に係るQA集

※現在、制度創設に向けた検討を行っているところであるため、記載している内容については今後変更となる可能性があります。

- Q1:都市再生整備計画事業(社総交)から都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)へ移行 するメリットはあるのか。
 - A: 個別支援制度化した都市構造再編集中支援事業により、これまで以上の集中的な支援を 行うこととしている。さらに、都市再構築戦略事業の実施地区においては、都市機能誘導 区域内の全域及び居住誘導区域内での事業の実施が可能になるとともに、提案事業の実施 も可能になることとしており、また、都市再構築戦略事業以外の実施地区においては、国 費率のかさ上げ(都市機能誘導区域内: 45%→50%、居住誘導区域内: 40%→45%) 等がなされることとしている。
- Q2:都市再生整備計画事業(社総交)から都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)への移 行にあたり、都市再生整備計画を別途作成する必要があるのか。
 - A: 現行の都市再生整備計画を活用することとしていることから、別途作成する必要はない。 ただし、都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)の要綱の施行後速やかに、現行の都 市再生整備計画の一部の様式(目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項、 整備方針概要図等)の軽微な修正のみ行っていただくことを予定している。
- Q3:都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)の実施にあたり、立地適正化計画に基づく事業であることをどのように担保すればよいか。
 - A: 都市再生整備計画に位置付けられた事業が立地適正化計画の目標に適合するものである ことについて、都市再生整備計画において明確にしていただくことを予定している。
- Q4:都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)の実施にあたり、都市再生整備計画を作成、 変更した場合は、計画をいつ提出する必要があるのか。
 - A: 都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)の要綱の施行後速やかに、国土交通大臣宛に提出していただくことを予定している。
- Q5:都市再生整備計画事業(社総交)から都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)への移 行にあたり、国費率が変わった場合は交付限度額をどのように算出すればよいか。
 - A: 都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)への移行後に実施する事業の交付限度額を 移行後の国費率により算出し、都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)への移行前に 実施した事業の交付限度額を移行前の国費率により算出して、足して得た額を事業全体の 交付限度額とすることを予定している。

Q6: 道路事業など一つの交付対象事業が都市機能誘導区域と居住誘導区域に跨がっている場合、 交付限度額をどのように算出すればよいか。

A: 一つの交付対象事業が都市機能誘導区域と居住誘導区域に跨がっている場合、それぞれの区域における事業費を適切な方法(それぞれの区域の事業費を積算する、面積按分する等)により算出していただくことを予定している。

Q7:都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)の計画内での事業間流用は可能か。

A: 都市再生整備計画事業(社総交)と同様に可能とすることを予定している。

Q8:都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)の計画内での年度間調整は可能か。

A: 都市再生整備計画事業(社総交)と同様に可能とすることを予定している。

Q9:都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)の実施にあたり、事前評価をどのように行う のか。

A: 現行の都市再生整備計画事業(社総交)と同様の事前評価を実施していただくことを予定しており、事前評価の結果を都市再生整備計画に添付して提出していただくことを予定している。

Q10:都市再生整備計画事業(社総交)から都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)への 移行にあたり、事前評価を行う必要があるか。

A: 現行の都市再生整備計画事業(社総交)における事前評価の結果及び評価の前提条件に変更がないか確認の上、必要に応じて事前評価の結果を変更していただき、都市再生整備計画に添付して提出していただくことを予定している。

Q11:都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)と都市再生整備計画事業(社総交)を同じ 区域で実施することは可能か。

A: 都市再生整備計画に位置付けられた事業のうち立地適正化計画に基づく事業については、原則、都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)により集中的に支援することを考えている。なお、立地適正化計画に基づく事業以外の事業については、都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)と同じ区域において、都市再生整備計画事業(社総交)を実施することは可能。

Q12:都市再生整備計画事業(社総交)の関連事業(関連社会資本整備事業(B事業)、効果促進事業(C事業))として実施している事業の扱いはどうなるのか。

A: 居住誘導区域内の事業等可能なものついては、都市構造再編集中支援事業(個別支援制度)により実施することは可能。